

## (案)

練馬区立大泉第二中学校の教育環境保全および都市計画道路の整備に関する  
有識者委員会設置要綱（改正案）

平成28年3月10日

27練土計第961号

(設置)

第1条 練馬区立大泉第二中学校の教育環境保全ならびに都市計画道路補助第135号線および補助第232号線の整備について、都市計画、教育、建築等の専門的な見地から事業の方向性および方策について検討するため、練馬区立大泉第二中学校の教育環境保全および都市計画道路の整備に関する有識者委員会（以下「有識者委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 有識者委員会は、つぎに掲げる事項を検討し、その結果を区長に提言する。

- (1) 都市計画道路補助第135号線および補助第232号線の整備の方策ならびにこれに伴う練馬区立大泉第二中学校の教育環境保全策に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、当該地域に関して区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 有識者委員会は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。

2 委員長および副委員長は、委員の中から区長が指名する。

3 委員は、つぎに掲げる者とし、区長が委嘱する。

- (1) 都市計画に関する学識経験者
- (2) 教育に関する学識経験者
- (3) 建築に関する学識経験者
- (4) P T A関係者
- (5) 練馬区技監
- (6) 練馬区教育委員会事務局教育振興部長
- (7) 練馬区立大泉第二中学校長
- (8) 前各号に掲げるもののほか、有識者委員会が必要と認める者

(委員長および副委員長の職務)

第4条 委員長は、有識者委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第5条 委員長は、有識者委員会を招集し、有識者委員会を主宰する。

2 委員長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

3 委員長は、必要と認めたときは、有識者委員会の会議を委員長および委員が映像および音声の送受信により同時に意見の交換をすることができる方法(以下「オンライン会議システム」という。)により行うことができる。

4 オンライン会議システムにより会議に参加した委員長および委員は、会議に出席したものとみなす。

5 オンライン会議システムによる会議において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声の送受信により委員長および委員が適時的確な意見表明を相互に行うことができると委員長が認めたときは、前項の規定により会議に出席したものとみなすことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は原則公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるときまたは会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

2 傍聴に関して必要な事項は、区長が別に定める。

(事務局)

第7条 有識者委員会の事務局は、土木部特定道路課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年3月30日から施行する。

付 則 (令和4年4月1日練土計第10015号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和 年 月 日 練土計第 号）

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

# (案)

## 練馬区立大泉第二中学校の教育環境保全および都市計画道路の整備に関する有識者委員会 設置要綱（改正案）新旧対照表

現 行	改正案
(会議の招集等) 第5条 [略] 2 [略] [新設]	(会議の招集等) 第5条 [略] 2 [略] 3 <u>委員長は、必要と認めたときは、有識者委員会の会議を委員長および委員が映像および音声の送受信により同時に意見の交換をすることができる方法(以下「オンライン会議システム」という。)により行うことができる。</u>
[新設]	4 <u>オンライン会議システムにより会議に参加した委員長および委員は、会議に出席したものとみなす。</u>
[新設]	5 <u>オンライン会議システムによる会議において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声の送受信により委員長および委員が適時的確な意見表明を相互に行うことができると委員長が認めたときは、前項の規定により会議に出席したものとみなすことができる。</u>
付 則 [略]	付 則 [略] 付 則 (令和 年 月 日 練土計第 号) <u>この要綱は、令和 年 月 日から施行する。</u>